

分担金・拠出金の名称	南極条約	評価	B
拠出先の国際機関名	南極条約事務局		
国際機関の概要	●「南極条約(1961年発効)」および南極の環境保護を規定した「環境保護に関する南極条約議定書(1998年発効)」を管理、運営する事務局。南極条約加盟国は52か国。「南極条約」は、南極の平和的利用、科学調査、領土権の凍結など規定し、「環境保護に関する南極条約議定書」は、南極の環境保護を規定している。 ●南極条約事務局は、年1回の南極条約協議国会議および環境保護委員会の準備、実施、及び南極の基地運営、環境保護に対するアドバイスをを行う機関。		
拠出により我が国が期待する成果目標及び活動指標		達成状況	
1. (1) 成果目標:南極条約事務局への拠出を通じて、我が国の南極に関する政策を遂行する。 活動指標:南極条約および環境保護に関する南極条約議定書の執行、関連会議を通じて、我が国の南極に関する政策を遂行する。		南極条約は、南極の地位、利用に関して規定する唯一の条約であり、主要先進国(米、中、露、英、仏)が締結する重要な条約である。国家の主権の及ばない地域における領土主権、鉱物等の発掘が問題となる中、南極条約はそれらの凍結を規定し、各国の開発を規制している。また、南極の環境保護も重要な議題であり、気候変動問題への取り組み、南極への外来種の混入の規制を議論している。また、我が国をはじめとした各国の南極観測の調整、協力、ガイドラインの策定などを行っている。 上記の主要課題に関して、毎年開催される南極条約協議国会議において、我が国を始め協議国が出席して、方向性を決定している。	
(2) 成果目標:機関等の意思決定における我が国のプレゼンスを果たして、南極条約および環境保護に関する南極条約議定書の議論において我が国の意向を反映させる。 活動指標:南極条約協議国会議および環境保護委員会において協議国ステータスで出席し、我が国の政策を確保する。		南極条約の運営などを実質的に決定するのは南極条約協議国会議であり、52の締約国の内、29か国が協議国ステータスを有している。我が国も、協議国ステータスの資格を有して出席し、我が国の政策を主張することにより、条約締結国全体の方向性を決めている。	
(3) 成果目標:機関等の専門分野等における影響力や組織・財政マネジメント等の実現 活動指標:専門分野への影響力確保、具体的な予算、組織運営改善措置の導入		南極条約協議国会議および関連機関は、協議国の他、国際機関、特に、両極の観測の各国主要機関(我が国は極地研)が出席しており、これらの機関の活動に対する影響は極めて大きいものとなっている。 南極条約事務局への拠出金額は5つのカテゴリーに分けられ、我が国は最大拠出国である(他は、米、英、仏、豪等)。我が国は、最大拠出国として、合理的運営を常時主張し、入札制度、人件費抑制等を通じた結果、事務局より現在の経済状況を前提としつつ、2019/2020年度まで拠出金はゼロノミとしている。	
(4) 成果目標:機関等における邦人職員数 活動指標:可能であれば邦人職員の確保		南極条約協議国としては、同条約の下、南極観測を行っている各国機関が委員となり、協議国会議に出席し、強い影響力を与えている「南極観測実施責任者評議会(COMNAP)」の議長に白石国立極地研所長を選出している。なお、南極条約事務局自体の予算は、人件費などの増額を厳しくコントロールすることにより、事務局長を含め合計9名という少人数による効率的な体制を2019/2020年期まで維持することにより、各国の拠出金をゼロノミとすることを決定した。従って、職員の退職等が生じた際、我が国の経験、知見を有する邦人を職員にするよう働きかけることになる。今後は、これら南極と関連する機関等と相談しつつ、邦人職員の確保等について引き続き働きかけを行う。	
2. PDCAサイクルの確保		南極条約事務局は、以下の通りPDCAを確保。 ①Plan:南極条約事務局が単年度予算を作成、南極条約協議国会議が承認。 ②Do:我が国他国の分担金の支払い、事務局による予算執行。 ③Check:年1回の南極条約協議国会議において事務局が外部監査の結果を報告するとともに、会計以外の実質的な予算執行に関して各協議国が監査、承認する。また、定期的に直接、事務局長とやりとりをして予算の適切な執行に努めている。 ④Act:南極条約協議国会議の際に、各国が予算のあり方、経費削減の要求などを改善事項を申し入れる。	
担当課・室名	国際協力局 地球環境課		